

MieMu

|みえむ|

2015

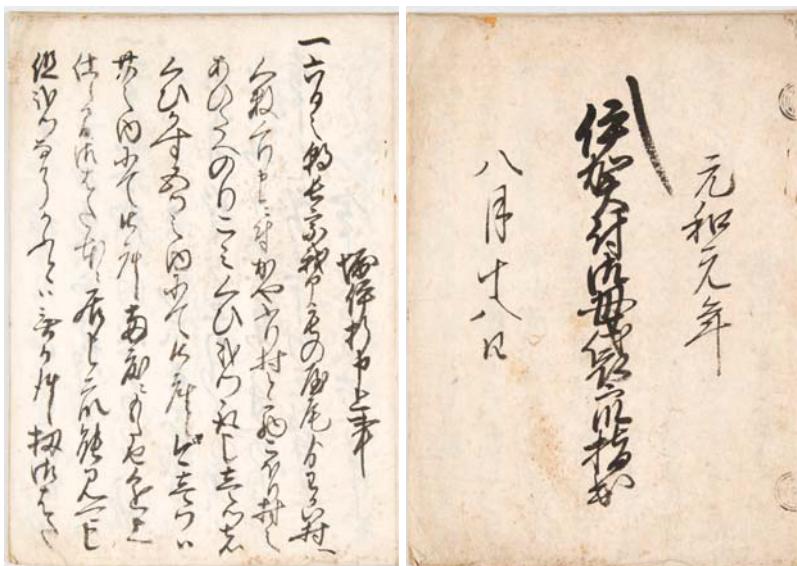
No.
02

三重県総合博物館資料叢書

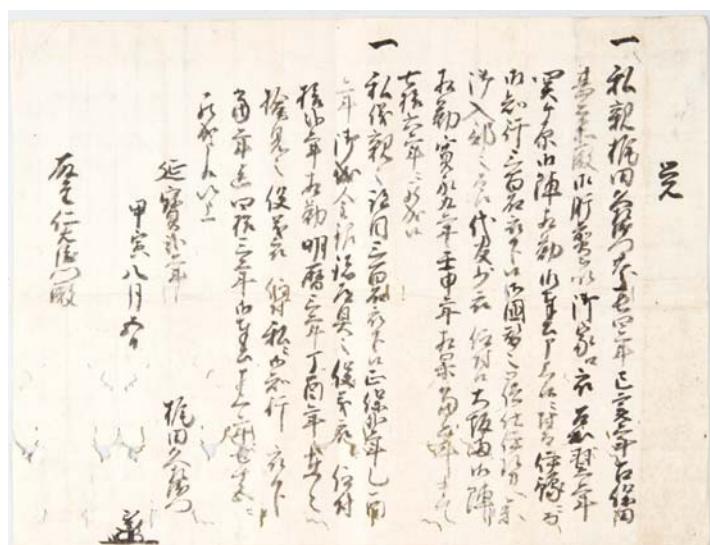
Mie Prefectural Museum Collection Report No.02



藤堂高虎書状（長井家文書）



伊賀付御母袋衆指出（梶田家文書）



延宝二年梶田家由緒書(梶田家文書)

長井家文書
梶田家文書

はじめに

三重県総合博物館(MieMu)は、開館以来、六〇万にも及ぶみなさまにご来館いただき、大変感謝いたしております。また、企画展示や講座、フィールドワークなどの事業を通じて、県民のみなさまに三重の自然と歴史・文化、そして博物館を知つていただき、ご利用していただけるよう日々取り組みを進めております。資料閲覧室での歴史的公文書や標本など実物資料の閲覧についても、徐々にご利用いただく方が増えてまいりました。

昨年度に続いて、本年度も調査研究活動の一環として、『三重県総合博物館資料叢書』を刊行します。この資料叢書は、公文書館機能を持つ当館で、博物館所蔵資料をはじめ、三重の自然と歴史・文化に関する資料についての調査の報告や翻刻を行い、その成果を刊行するというものです。

本年度は、『三重県総合博物館資料叢書』No. 02として、当館が調査した、あるいは当館に寄託された資料群の中から、津藩藤堂家に仕えた長井家、梶田家の文書を選び、初代藩主藤堂高虎の書状や大坂夏の陣の戦功記録等、主だった資料を抽出して翻刻します。これらの資料は、津藩研究はもちろん、三重県の基礎研究の母体となるもので、利用していただくことによりさらなる研究が進むことを期待します。

今後とも、魅力的な博物館づくりを目指してまいりますので、みなさまの温かいご支援とご協力をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

平成二十八年三月

三重県総合博物館長

布谷 知夫

目 次

口 絵

はじめに

凡 例

長井家文書

藤堂高虎書状

長井家由緒書

梶田家文書

伊賀付御母袋衆指出

伊賀組はつれの帳

御家中御由来書

延宝二年梶田家由緒書

文化年間梶田家由緒書

資料解説

あとがき

凡例

一、本冊は、『三重県総合博物館資料叢書』No. 02として、当館が調査した長井家文書、当館に寄託されている梶田家文書のうちから津初代藩主藤堂高虎の書状や大坂夏の陣、由緒書等の一部を翻刻したものである。

一、史料の収録に当たつては、編さんの都合上、原史料の意味を損なわない程度に以下のように取り扱つた。

(1) 史料を読みやすくするために、読点・中黒点を適宜施した。

(2) 漢字は固有名詞を除き常用漢字を原則として使用したが、俗字・異体字・略字等はそのまま使用したものもある。

(3) 変体仮名は平仮名に改めたが、助詞に用いられている「而(て)」「江(え)」「茂(も)」「者(は)」「与(と)」はそのままとした。なお、合字はる(より)のみを生かした。

(4) 誤字・当て字は原則としてそのままとしたが、意味の取りにくいものは(ママ)(ー)(ー力)と注記した。また、脱字・衍字は(ー脱)(ー脱力)、(衍)(衍力)と注記した。

(5) 判読不能文字については、□「 」で表記し、その原因が破損・虫損・摩滅による場合は、それぞれ(破損)(虫損)(スレ)と注記し、文字が推定できるものは(ー)(ー力)で示した。

(6) 付箋は(付箋)の注記をし、文面を「 」で括つてその位置に表記した。

(7) 欠字・平出・台頭は原則原史料どおりとした。

(8) 人名・地名等、編さんに当たつての注記は活字を小さくし、()を付した。

一、資料叢書の本文の翻刻・校正・編集は、三重県総合博物館展示・資料情報課 藤谷彰・太田光俊・井上有希・山本梨加・和田明子が、表紙は堀江真季子が中心となつて作業を行つた。

長井家文書

1 藤堂高虎書状

以上

追而申遣候

一からかさ・ちやうちん日のよき時分ニほしい氣ニ入置、ねすミくわ
さるやうニ可仕置候事

一度々申候といへとも、すきや・書院・ふろや・居間其外たゞミね

すミくい候ハぬやうニ御心用候事

一火用心弥由断在間敷候事

一藏之白壁下をよくひさせ候てぬり可申候、なまびニ候をぬり候へハ
悪候条由断在之間敷候事

一普請奉行又ハ普請衆念を入追々書付を以申遣候条、被相談人数在
之剋万事よくなり可申談候、人すくなくハなに事も成間敷候間、各
在之時一日二日をとめ置万事丈夫ニ可仕義第一ニ候、其通助作・半
七ニ申付候条由断有間敷候事

一 弥右衛門 (增田) (藤堂氏勝) 参着次第二新丞・喜大郎可罷歸候也

佐渡

八月廿九日 (花押)

藤堂傳介殿

2 鈴木権七殿

尚々ふろやニまこをあミニ候敷物可在之候、ふろむさく成候間取出候て

捨可申候、此書状共見わけて届可申候、何も返事ハ不入候、以上

小田原より申遣候

一間々の小道具・たゞミ念を入帳を作り助作・半七ニ上せ可申事

一所々普請作事出来之おもむき、是又帳を作り普請衆らうけ取を其

帳ニ両人判をすへ候て可越事

一火用心肝要候、長やニ一切火をたき候儀無用候、上番所・大台所
二ヶ所ニテ火をたき仕舞可申事

一広間・上たい所ニ所ニかなあんどんニテあり明をとぼし可申事

一地形・水やり・路地其外何も人の入事ハ今大人數之在之時このミ可
申渡候、心よわく仕後留守居之大儀ニ可成候間其段助作・半七と相
談よくぼり可申渡事

一御うへたい所らうかの間の戸ニ、じやうをおろさせ可申候、いかニ

も心やすくあき候ことくニじやうのかきを申付、則かぎハ宗兵衛あ

つかり置可申事

一人足与州の者之上ハ慥成事候間、下台所の板敷宗兵衛・弥介居間

上可申候、弥由断有間敷候、為其如此候者也

のまへニねさせ可申候、万道具・きがへ・ミのかさのやうなる物ハ

三月廿六日（花押）
佐渡守

令出来候藏のわきをこしらへ、おかげ可申候、是火用心肝要之事

藤堂^(氏勝)弥次郎殿

一おうヘニかなあんどんの有明壹つ、たい所ニかなあんとんニて有明

藤堂^(忠重)孫八郎殿

壹つ、以上弐つとぼし可申候、其外ハ有明一切無用候、并しそく禁

原三藏殿

制ニ候、右之通宗兵衛・弥介よひ候てかたく可申渡者也

宮部源兵衛殿

佐渡守

八月廿九日（花押）

藤堂傳介殿

鈴木権七殿

3 藤堂高虎書状

尚々此旨手伝之者堅可申渡候、以上

態申遣候、昨日廿五至駿府参着候、然者此書状共見分相届候而
〔本多正信〕〔青山成重〕
本佐・青岡書殿兩人返事早々とり候て此飛脚戻可申候、〔大久保忠隣〕大相州小田

原へ御越候者、宿へ書状届留守居渡候て置可申候、先々右兩人返事
さへ出候者早々可戻候、我々も爰元今少逗留候て頓而可下着候間、火

之用心已下さうち等堅可申付事専一候、謹言

さと

三月廿六日（花押）

追而申遣候、仍而いしすへの石一つも不残上可申候、其請取候、藏長

以上

屋之道具少も取落申候て、うけ取申者ニまとわせ可申候間其心得尤ニ
候、此方ニて則其者ニ立させ可申候、自身ノ舟ニのり奉行仕候て

弥二郎殿

弥右衛門殿
(藤堂高刑)

5 藤堂高虎書状

以上

書状披見候

一先書如申遣候、殿守作事惣奉行之儀、(藤堂氏勝) 弥二郎入念可申付候、いつものごとく酒をひかゑ可申事

一久介あやまちくるしかるましき由、猶以養生可仕候、大工屋などハ寒可申間、弥二郎所へ相越養生可仕候、乍去疵本復之間ハをんなそばへよせ申ましく候事

一板嶋之作事大形可為出来候間、太郎五郎よび越、二郎三郎兩人殿膳方へ申遣候也

佐渡

九月九日 (花押)

藤堂 弥二郎殿
(家信)

磯崎 金七郎殿
(家信)

6 藤堂高虎書状

以上

態申遣候

一板嶋之作事大形可為出来候間、太郎五郎よび越、二郎三郎兩人殿守之様子可申付候、惣奉行(藤堂氏勝) 弥二郎可仕候、大工之出入之儀ハ太郎

五郎・二郎三郎入念可申付候、銀子など入候儀ハ先書ニも申遣候、諸代官てまへ切手を出しめしつかひ以来可遂算用

一殿守之作事内造作ハくるしからす候、先瓦をふき、へいをぬり候事、十月十日より内ニ何とぞしまひ候やうニ可申付候、やかて林斎・六兵へ戻候而其間由断有ましく候

一久介養生念を入可申付候、久介中之者めこ何もはた物ニ上可申候、少も用捨仕ましく候、見ごりのためにて候也

佐渡

九月五日 (花押)

藤堂 内膳殿
(宗)

長井 (スレ)
(氏勝)

磯崎 金七郎殿
(家信)

7 藤堂高虎書状

尚々八介(調月)・覚右衛門(方正)・須知(頃知)・九右衛門(基内)・高橋喜右衛門・小八此者とも二右之

通可申聞候、以上

書状披見候、屋敷之内長家それくニ在着可申候、先當分之普請其元より家をこハし伏見へ上候間、其元ニ逗留可行候条可成其意候、下々置目等念入申付又ハはしり候ハぬやうニ其才覚第一ニ候、由断在之間敷者也

三月十九日（花押）

追而申候、喜右衛門組・小八組ハ道具共持候て急く此方へ可越候、

やうく着替被下候事ニテ候、下台所之ものもつれたち候て可越候也

（藤堂氏勝）
弥二郎殿

（原）
三藏殿

（藤堂忠重）
孫八郎殿

（藤堂）
傳介殿

（中村重久）
源左衛門殿

（村井成直）
宗兵衛殿

（白井長胤）
九兵衛殿

返事

8 藤堂高虎書状

以上

態兩人之者差遣候、八人六人づれにて方々ありき申之由候之条、能百姓町人事をわけ相尋候ハ、しぬ可申候、一どころニ所ニテ無之候条、無由断精を入尋可申候、又却而皆々罷越、下々と、かぬ儀候へハ如何候条、召遣候者共念を入何事も自身糺明可申候、下々を遣百姓町人さうさ申かけ候ハ、曲事ニ可仕候、由断有間敷者也

佐渡守

後十一月廿七日（花押）

藤堂（氏勝）
弥二郎殿

渡邊弥作殿

藤堂（忠重）
孫八郎殿

藤堂傳介殿

白井（長胤）
九兵衛殿

鈴木権七殿

岡本権内殿

須知（吉正）
九右衛門殿

岡田忠介殿

高橋甚内殿

調月八介殿

矢守市内殿

力石覺右衛門殿

10 藤堂高虎書状

尚々下々共ニ念を入馳走可仕候者也

追而申遣候、桑山伊賀(元晴)守殿其元へ被罷越候間、拙者所ニ宿候へと申候間、其地へ被越候者、さむく無之やう念をいれ可申候、為其一書如此候、恐々謹言

さとのかミ

十月廿三日（花押）

十一 藤堂高虎書状

増田弥右衛門尉殿

藤堂弥次郎殿(氏勝)

以上

国屋与左衛門尉罷下候間申遣候、此者其地へ参着之当日より拾人扶持

可相渡候、將亦其許留守火用心万事由断有間敷候、来春者存知之外

早其方へ可相越候間、可成其意候也

十一 藤堂高虎書状

以上

慶長拾壹 佐渡守

九月廿二日（花押）

增田弥右衛門殿

一四つ之家こハし候手伝、其方ニ在之弓鉄砲之衆応人数令割符、そこの候ハぬやうニ念を入其組頭申談こハし可申候事

一知行取ハ百石ニ付而有人壹人宛出可申候、組頭めりかり念を入可申付候事

藤堂弥二郎殿(氏勝)

付候事

一船二つミニ迄上したて候、手伝右之もの共可仕候間、もし道具

已下そこない候者まとぬニ可成候条、成其心得念を入可申候、返々

四つ之家よくく令割符、人数無甲乙之様ニ可申談事専一候也

さと

三月廿四日（花押）

（藤堂氏勝）
弥次郎殿

（原）
三藏殿

（藤堂忠重）
孫八郎殿

（藤堂）
傳介殿

（中村）
源左衛門殿

（白井長胤）
九兵衛殿

（須知吉正）
九右衛門殿

（村井成直）
宗兵衛殿

（調月）
八介殿

（甚内）
高橋殿

（方石）
角右衛門殿

（磯崎家信）
金七殿

進之候

12 藤堂高虎書状

以上

在々郷々念を入庄や百姓改之由尤ニ候、其上ニても知不申候へハ不及
是非候条、是已来之儀かたく申聞、何も番を引可申候、我等之小者
共ニても悪党人不審成もの、其地下人として押置注進可仕とよく可申
触候、此跡悪党人聞出候者後々ニおいても可被褒美之由よく申聞、皆々
いそき戻可申候、時分柄百姓隙入刻候間、わけもなき事ニいわれさ
る隙をかき候儀無用候、恐々謹言

佐渡守

後十一月廿八日（花押）

（藤堂氏勝）
藤堂弥次郎殿

（忠重）
藤堂孫八郎殿

渡邊弥作殿

藤堂傳介殿

須知九右衛門殿
（吉正）

岡田忠介殿

高橋甚内殿

調月八介殿

卯月九日

佐渡守
(花押)

屋守市内殿

力石覺右衛門殿

藤堂^(氏勝)弥二郎殿

鈴木權七殿

藤堂^(忠重)孫八郎殿

13 藤堂高虎書状

尚々よし田其方ニ有之事候間、ミなく無由断弓けい可申付候、以上書状披見候、長屋之道具共悉上候由尤候

一其跡むめつち又ハ掃地已下見計能様ニ可申付候事

一兩人くミノ者共ハ其方ニ在之候而米・大豆・薪・なわ以下与州るの

ほり候、材木其地ニ有之古材木取集船數にて引手加子船頭申付追々

無由断上可申候、左様之儀ニ兩人くミノものハ其方ニ有之万事可申

付候、爰許こや已下出来候て兩人居所をも調次第可申遣候間其節

皆々同道候て上可申候、それまでハ其元ニ有之万事可申付候、委細

ハ明日竹雲^(梅原)・五郎右衛門尉可下候間不具候也

14 藤堂高虎書状

書中之通聞届候、弥入念可申候

尚々長屋にて火をたき候事かたくむよふニ候、大たい所にてたき可申候、以上

一路地之そとのくゞり、よしがきにて入念丈夫ニふさぎ可申候事一所々之こまだく・手桶・はしこ・熊手など可入所ニわけて置可申候、大書院之前ため池ニ手桶甘ほどふだん置可申候、残ハ大たい所之まへ、広間之まへいつれも見計候て置可申候事

一此とら之皮之くらおゝい加藤助右衛門尉殿へ遣候間、則書状あひそへ助右殿やどへもたせ参、念を入渡切手を取、便宜ニ与州へ可越候、ぬしハ湯治候間留守にて可有之候

一此小袖一重書状相添本多藤五郎殿へ可遣候、やど之儀ハ神弥兵ニたつね可申候

一普請道具等つな以下、ねすミニイ候ハぬやうニ入念可申候、將又天氣明候間其許普請作事念を入候へと可申渡候也

国屋与左衛門殿

藤佐渡
八月廿六日（花押）
氣明候間其許普請作事念を入候へと可申渡候也

桜木弥十郎殿

藤佐渡

八月廿六日（花押）

藤堂傳介殿

藤堂傳介殿

16 藤堂高虎書状

以上

15 藤堂高虎書状

以上

歳暮之御ふく共(桜木)弥十郎ニ遣候付て状共調遣候、それくニいつものことく上候て返事を取、弥十郎ハ可罷上候

大御所様のハ重而来春これより使者を可遣候、其元珍敷義共候者可申越候、留守火用心由断在之間敷候、春ハ早々其地へ可相越候間、其通奥へも可申候、又子共小袖なども二要かたる可下候、万事其元由断在之間敷候也

佐渡

極月八日（花押）

増田弥右衛門殿

藤堂弥二郎殿

急度申遣候、今日五日矢部迄相着候、明日者其地へ可相付候間、可成其意候事

一五つの御ふく念を入したて候へと、おくへ可申候事
一御ふく五つ、すへのたい壱ツ、くりあしこ念を入可申付候事
一銀子五拾枚すへの台式つ、廿枚すへのたい一つ、念を入可申付候事
一其方へ相越候とうらん百、ならび候やうニ台念を入こしらへ可申候、火繩口薬入あひそへ可申候間、ゆるりとならひ候様ニつもり候て、台をあつらへ可申候事

一式つの風呂たき候様ニ念を入さうぢ等申付、昼時分より奉行を付たかせ可申候、火用心肝要候、所々間之さうぢ以下無由断可申付候、迎などニ出候儀かたく無用候也

佐渡守

卯月五日（花押）

藤堂_(氏勝)弥二郎殿

増田弥右衛門殿

〔スレ〕〔八十〕嶋〔スヒ〕〔道除〕

17 藤堂高虎書状

以上

娘誕生ニ付て去朔日之注進状昨日八日ニ到来遂相見候、親子共息災之由珍重候、弥養生之儀由断なきやうニ可申渡候、將亦我等事来十五日ニ伏見を相立候条、やかて其元へ可被下者之条掃地已下無由断可申付候也

佐渡守
三月九日（花押）

増田弥右衛門とのへ

藤堂_(氏勝)弥次郎とのへ

国屋与左衛門とのへ

橋本弥介とのへ

18 長井家由緒書

（表紙）

（題簽）

長井家由緒書

三千石 馬上弓役歩行弓兵御預
一元祖 藤堂勘解由氏勝

初号長井弥次郎、家紋釘貫川菱被 召出候迄者生國不相知、高麗御陣相勤、其節御苗字拝領仕候、関ヶ原御陣相勤、御帰陣後馬上弓役歩行弓共御預、大坂冬御陣相勤、御帰陣後御加増拝領、都合三千石、大坂夏御陣慶長二十年乙卯五月六日朝於八尾表討死、四拾歳也

法號
法藏院殿進譽正忠居士
但大坂常光寺牌面法号自足宗由

氏勝妻

藤堂主殿姉

細井家元祖 細井久介正綱女

當時多紀_(左方)衛門家也

不携院洞月英林大姉

正徳二年乙酉八月廿五日死保

氏勝子 藤堂小太夫氏昭

新知三百石 次男 長井彦助

但長井六郎兵衛先祖

生駒讚岐守様御家老女子三人

三野孫之丞妻

七里勘十郎妻

松本宅藏妻

末子 細井半兵衛
正直

藤堂主殿介正勝之為養子更召出三百石五代にて絶家
但藤堂多左衛門一代目養子

一長井彦助、子細有之御暇出ル

一高麗陣之節、松本歌儀船奉行ニ而氏勝并藤堂孫八郎同船ニ而働居、
其節朝鮮之番船可乗取ニ付、船を出し候様氏勝頻ニ歌江申候得共、
歌者老功ニ而合点せず、若き人丈死被致間敷能時節ニ船を出すへく
申候、其時氏勝申候ニ者、敵船を可乗取機会今ニ候得者、早く出し
可被申、御へん之妻に我娘をまいらすへく候間、勝負之機会者我ニ
任されよと、則船を出し敵之番船を乗取候事

三千石 番頭
一二代目 藤堂勘解由氏昭

但部屋住中小太夫
生国伊予今治

一大通院様御代迄者、馬上弓役歩行弓組御預之所組替被 仰付、一万

石之侍組并御鉄炮之者五拾人御預被成候事

但四十二年相勤、五十八才ニ而病死、十六歳十七歳両年出陣之働者、

別冊由緒功業書ニ記ス

盛光院殿一韓賢將居士
法号

明暦二年丙申七月廿九日死

墓ハ四天王寺ニアリ

氏昭妻
元祖 藤堂宮内娘

正運院殿覺誓榮法大姉
法号

元禄三年庚午八月二日死

氏昭子
藤堂団書氏祥

幼名山城勘三郎惣左衛門
次男

新知三百石 長井六郎兵衛

女子四人
小森彦十郎妻

式部弟
藤堂八助妻

藤堂源助妻

次男嫡子二成 藤堂弥五太夫氏信

末子 玉置福井助妻

別腹 長井甚之助氏清

新知四百石 長井源内

三千石 番頭

一三代目 藤堂勘解由氏祥

部屋住中岡書

一四代目 番頭
藤堂勘解由氏信
二十三歳二而侍組件ニ付急死
但し自殺也

法号
瑞養院殿澄譽蒼雄居士
元禄二年己巳四月朔日死

氏信妻
藤堂隼人娘

藤堂隼人殿家譜之抜書

佐伯權之助惟重娘
法号
惠光院殿明譽寿永大姉
慶安五年壬辰七月十五日死

氏祥後妻

藤堂宮内姉

法号
真耀院殿理天妙華曰空大姉
宝永七年庚寅二月十三日死

氏祥女子武人
佐伯權之助惟信妻

中川藏人忠政妻

元禄十一年戊寅七月六日從

嫡子 藤堂勘左衛門 病死

了義院様被 召出仁右衛門組ニ被仰付、四年相勤於江戸病死、

四十一才

淨空院寂譽清岳玄寥居士
元禄十四年辛巳十月三日死

但江戸浅草新寺町からたち之曹源寺ニ墓あり、禪宗故ニ天然寺ニ有

法号とハ相違

寂光院清岳玄寥居士

位牌裏ニ氏寅父長井弥次郎と有

一弥次郎浪々中医業、其節薬箱持ニ召仕候、家来医道之有志ニ付、則

申立御医師ニ被 召出、土井揚順也、當時土井歳之助家也

氏清子
長井千之助氏寅

次男 長井吉之助早世

女子壱人 早世

女子一人 橫山助之進妻

三男 長井金五郎

佐伯内藏助方江養子、佐伯要人惟昌

四男 長井辰之丞

中川藏人方江養子 藏人隱居号「空老職勤ケル」

七百石 御留主御用人
藤堂勘解由氏寅
部屋住中長井千之助

御用人役ニ仰付、夫乃大横目役被 仰付、夫より御留守御用人席

加判奉行次ニ被 仰付候事

為得院殿 大誉玄利居士
慈敬院實譽知善大姉
享保二十年乙卯四月十二日死

氏寅妻
佐伯權之助娘

法号 慈敬院實譽知善大姉
享保二十年乙卯四月十二日死

安永四年乙未二月廿七日死

氏寅子 藤堂千之助 早世

次男 藤堂小太夫 病死

女子壱人 病死

三男 長井勘三郎

藤堂伊織方江養子 藤堂伊織隱居 号若狭

四男 長井小太郎

佐伯真記方へ養子、權之助家也

五男 長井与喜之助氏庸

七百石 寄合

藤堂勘解由氏庸

後勘兵衛と更名

勘解由与更名

願之通被 仰付

一七代目

藤堂勘解由氏庸

後勘兵衛と更名

勘解由与更名

瑞峯院柏譽玄榮居士
法号

安永二年癸巳九月五日死

瑞峯院柏譽玄榮居士
法号

安永二年癸巳九月五日死

瑞岸院祥譽旭峰柏貞法尼
法号

文化元年甲子八月五日死

瑞岸院祥譽旭峰柏貞法尼
法号

氏庸妻 王置七左衛門娘

氏庸実子無之 渡邊金六弟辰弥養子二奉願、則願之通被 仰付、
辰弥儀多宮与更名入

七八百石 寄合 藤堂多宮氏右
騰雲院礐言玄龍居士
法号

安永三年甲午二月八日死

多宮相続之男子無之三付長良洞彦弟貞藏川村朔庵子二いたし、養

子二被仰付

六百石 出雲組 一代目 藤堂貞藏澄氏
法号

精忠院澤譽義恩居士
法号

安永九年庚子正月十二日死

貞藏相続之男子無之三付、玉置作兵衛次男善藏養子二奉願、則

瑞光院殿實善妙祥大姉
法号

佐伯権太夫娘
氏從妻

瑞雲院實山潛翁居士
殿
文政七年甲申九月廿九日病死
寿六十六歳

五百石 鐵炮頭
藤堂勘解由氏從

初藤堂出雲組御使番・御馳走番・出雲組与頭役・大小姓加番・

江戸詰異国船漂流二付、立馬ニ而一ヶ年之間仁右衛門殿ニ而太鼓

打次第大井源太夫与兩人乗付候、御手当相勤関口流柔皆伝、京

都歲暮御使者

撤三郎様江柔術御指南申上、津田弥左衛門同論儀取立指南いた

し返皆伝致し候事、先年江戸詰之節

主殿様御供方江故障之筋可有之哉ニ付一流相違候歟、丈夫成者
御撰供之節御供仕候事

一寄合ニ被仰付、夫乃鑓奉行被仰付、其後鐵炮頭被仰付候

一老衰ニ付文政七年甲申正月隱居雉髪、号潛翁

氏從子

藤堂千之助氏方

後号小太夫

女子壱人

西川縫殿妻

次男 長井勘三郎 早世

五百五拾石 加判奉行
十一代目 藤堂勘解由氏方

一部屋住中甲州流致皆伝候付、為御褒美 御上下拝領

一兵学進講被 仰付、六月十一日於御居間軍法卷戰法三ヶ条并和

漢之戰略治亂興廢之大略を講ス

一文政六年癸未六月金壱枚五人扶持被下、御刀番ニ被召出候事

一外寇志州江御人数神速ニ御出勢之手配改正之義執政数馬殿る御達ニ付則法則を組立、猶久太夫・権助・覚内・助五郎兵衛示談之上申上、其通ニ御取極なり

一文政七年甲申正月廿九日隠居家督寄合被 仰付、同二月御用人見習、同五月本役、同八月武芸掛り、同閏八月大横目当分加役、同年極月廿九日右出立、御内用ニ而罷登り、翌文政八年酉正月罷下、同三月十日外寇御手当ニ付諸家海岸を請候、諸侯嚴重ニ

御手当御改正ニ付則罷登、夫より志州御備場海岸致巡見、夫る伊州江立越外寇御手当之儀奉行諸役人江申談、四月廿一日帰津、同年六月加判奉行被 仰付、武芸掛リ是迄之通相勤候様御達、天保二年辛卯正月五拾石御加増拝領、同年二月志州波切村百姓共異変之儀ニ付、若志州侯ニ而取静出来不申候節、兼而公儀役人も罷下候事故、可致相規早速御人数可被差出旨公辺る御達ニ付、右御手当相勤候事、天保二年二月廿五日評定日ニ付出座致候処、夕八時頃御月番石見殿る御切紙來、直々勘解由罷出候処、御口達左之通、此度志州波切村之者不届之儀有之、公儀御役人彼の地へ御立入御糺申、万一百姓共騒立対馬守殿御人数計にて取鎮方不行之節は、公儀御役人御達有之候ハ、早速御人数差出候様御勘定奉行る御留守居御呼出し被仰渡候に付、此度檢使相兼彼之地へ罷越、可申御手當用意致候様御達有之、奉畏候段御請申上引取、右ニ付南方多井權十郎る川北清右衛門へ申来候ハ、公儀御役人来る廿七日志州へ着致候旨申来リ候、左すれば明廿六日夕当(ママ)當町御通行可有之、万一下之節御手當御人数召連度之段御達御坐候節ハ如何哉、番頭中并物頭明夕迄ニ用意出来候哉之儀

相伺候処、御手當用意御達之義今夕迄ニ御使番并組附侍中江夫々

四男 早世

相届可申位之事故、逆茂明夕迄には無覺束御疇ニ付、左候得ハ勘

解由郡奉行・代官ハ精々成相勵、明夕迄ニ用意出来仕候様可仕

万ニ公儀御役人御同道之節は先私共計之人數罷出候様仕候ハヽ、

火急之御間ハ合可申如何可仕哉之段相伺候処、其通り取計候様

御月番石見殿御差図有之候ニ付、引取夫々用意ニ付評定所へ立

寄引取諸手分散手配之義申談引取

右者略記也、委細ハ波切村異変後記ニ書

氏方妻
六代目服部十太夫娘

六代目十太夫翅頭死後法号信行院覺性栗園居士 千枝

氏方子 長井孫次郎 早世

女子壱人 佐伯貴和馬妻

次男嫡子二成 藤堂千之助氏任

三男 長井常五郎

久居 橫田地六左衛門方へ養子

号横田地弥兵衛、五百石、六右衛門と更名、佐渡守之御側用人相勤、又御懇命之上加判家老仰付ラル

渡辺内膳方ら養子、文久二壬戌年家督被仰付、高知格示被仰付、同年六月御用人被仰付、同十月本役ニ

被仰付、其役足輕組御預ヶ被成下、文久三亥年六月壯士頭席高知上ニ被仰付、尤家督直ニ内膳卜更名ス、千石

千石

弘化三年午八月勘解由氏方

隱居願書差出ス

隱居号海翁氏方

海翁隱居被仰付候ハ翌末年也

隱居願口上書扣(ママ)

前略、文政七年九月喜登姫様・稲葉大學様へ御入輿ニ付御供相勤申候、全年十二月廿九日夕御内用ニ付江戸表発足仕御國へ罷登申候、文政八年正月十七日ヨリ江戸表江罷下申候、同年正月誠徳院様御遺物掛被仰付候、同年四月四日方御内用ニ付志州へ罷越(ママ)天保二年卯正月御懇命之上五拾石御加増拝領仕、都合五百五十石ニ被成下候、同日当役繁多ニ付武芸掛御免被成下候(ママ)同十年亥十一月加判奉行役屋敷焼失之處火元不分明之義ニ付、同年十二月嚴命之上加判奉行御免被成寄合ニ被仰付候、同十四年卯十二月御留守御用人役被仰付候、同十五年辰八月病氣ニ付奉願罷登申候、同年九月内願之通御留守御用人役御免寄合ニ被仰付候、右何茂勤中は召物并白銀等頂戴仕候、猶又上々様方ら茂頂戴仕候、惣長井千之助当午三十二歳、弘化二年巳六月旬読師席鑓奉行嫡子之次ニ被仰付候、同年七月金一枚五人扶持被下御刀番被仰付、勤中九拾石之格ニ而相勤候様被仰付候、右之通父子共段々結構ニ御召仕被成下冥加至極難有仕合奉存候、然ル处私義病氣ニ付御役御免奉願引続長々引籠罷在深く奉恐入候、病氣尔今全快仕、且又当年六十歳ニ罷成、次第二老衰仕何分押立御奉公難相勤奉恐入候、依之重々奉恐入候得共格別ニ以御憐憇隱居被仰付被下、惣千之助当午三十二歳不調法者ニ御坐候得共、家督被下置如何様にも

御召仕被成下候様願上奉度奉存候、不苦思召候ハ願書差上申度、此段奉伺候事、月日藤堂勘解由

一翌弘化四丁未年六月願之通隱居被仰付

文久二壬戌年十月八日死去、行年七十有六

蒼龍院殿雲譽海翁居士

法号

五百五十石

大横目加役

一十二代目 藤堂勘解由氏任

部屋住中千之助

一部屋住中天保十二丑年十二月無辺流格別出精ニ付、為御褒美御曰

録式百疋拝領、同十三寅年四月丁打御覽之節幕入有之ニ付、為御

褒美御目録式百疋拝領、同十四卯年十二月甲州流兵学格別出精ニ

付蒙御賞詞、同十五辰年十月甲州流皆伝相濟候ニ付、為御褒美御

上下并ニ白銀拝領

一弘化二巳年六月句読師席鑓奉行 嫡子之次被仰付、同年七月三日

金壱枚五人扶持被下置御刀番被仰付、勤中九拾石之格ニ而相勤候

様被仰付、同年八月川上御巡見御供相勤、同年九月御越國御供相

勤、同三午年六月御供ニ而江戸表江罷下リ相勤候事

一弘化四未年六月家督無相違五百五拾石拝領、御用入役見習被仰

付、同年十月御用入本役、全年同月御鷹方支配、嘉永元申年五月鉄砲組御預リ、同年御供ニ而江戸表江下リ相勤、全年八月非常之節

若殿様騎馬御供被仰付、同年九月若殿様御勤之節桑名弥次兵衛申合御介添可相勤旨被仰付、依之年々金拾五両宛被下候旨、追而十二月御達ニ相成、同年十二月

若殿様御叙位可被為在ニ付御用掛被仰付、同月右御用向骨折相勤候ニ付、為御褒美白銀弐枚從

若殿様為御祝儀白銀壱枚拝領、同二酉年十月大横目当分加役、同三戌年御供ニ而江戸表江罷下リ相勤、同年六月

若御前様御引取御婚礼御用掛被仰付、同年七月先年詰中る御内

用ニ而紀州様御家来三井美作守江毎々御内使者相勤、御都合ニ相

成候ニ付、為御褒美繼御上下拝領、同年西洋砲御用向引受取扱

被仰付、同年御内用并西洋砲御用向ニ付御国エ登リ相勤、同四亥

年六月江戸表江罷下リ相勤候様被仰付、同年七月昨年来於御国

西洋砲厚致セ話候ニ付、多人数出精之段達 御聞之旨蒙御賞詞、

同年十二月御懇命之上大横目加役被仰付、御持筒組御預ケ西洋

御用御学校掛り受込相勤候様被仰付、物書式人扶持被下、同五

子年十一月

若殿様御婚礼御整二付、為御祝儀白銀式枚被下、右御用向骨折

相勤候付、為御褒美御小袖白銀五枚別段白銀式枚拝領、同年

十二月

若殿様御任官御用掛被仰付、全月右御用向骨折相勤候二付、為

御褒美白銀二枚、為御祝儀御目錄三百疋、猶又御内用之義格別

骨折取扱候二付、為御褒美繼御上下拝領、同六丑年十一月 御

殿御普請二付御用向骨折取扱候越達 御聞候旨蒙御賞詞、同年

志州へ御内使者相勤、同七寅年二月御手当御内用専ラ申談取扱

候様被 仰付、同年三月御用人役大横目加役御免寄合二被 仰

付、全年十二月嚴令之上五拾石減知伊賀附小寄合二被仰付、安

政五年六月大砲支配席寄合之上二被 仰付、万延元申年十一

月靖海流皆伝相済候付、為御褒美御上下白銀拝領、同年全月御

懇命之上席鉄砲頭之上二被 仰付、文久三亥年五月病氣二付願

之通り大砲支配御免被成下大砲足輕組御取立格別骨折致世話候

二付、為御褒美御上下拝領、大砲支配之格二被 仰付候事、右

之外御召物類毎々拝領仕候事

一慶応二寅年二月願之通隱居被仰付、剃髪号殼叟、後又号殼翁

一明治元辰年十月阿川信太郎へ流儀甲州流兵学取立候様被 仰付、

同二巳年二月皆返伝致候二付、為御褒美御綿衣拝領

知院殿逝空遣殼居士

法号法号明治二巳年八月十日死去、寿五十五才

氏任妻

七里勘十郎娘

法号法号氏任子

藤堂千馬之助 十才ニテ病死

次男嫡子二相成

藤堂小太夫氏克

初名文治郎

女子一人 友田金平妻くに

三男

長井忠三郎氏安

〔奥書氏安家所藏〕

梶田家文書

1 伊賀付御母袋衆指出

(表紙)

(印) (印)

元和元年

伊賀付御母袋衆指出

八月十八日

堀伊折申上事

一六日之朝、長宗我部もの屋尾(八尾)
(若江)らわかい村へ人数くり申候二付、か

やふり村と西こほり村之あひたへのりこミ、くひ式つ取申候、壹

つ者くひかす五つ之内にて御座候、今壹つハ廿之内にて御座候、兩度ニもたせ進上仕候間、御はた本ニ居申候衆能見可申候、但式つなからかふとハ無御座候、扔御はた本へ参候へ者、掃部殿と先手へ御使ニ被遣候ニ付、屋尾へハ不罷越候事

一七日之御合戦之時、道すちにて敵かへし申ニ付、さわ山衆・長岡

越中殿衆、其外何も被立あらくの体ニ御座候、私事道る東の方へのりのけ居申候ており立申時者、坂井与右衛門ニことはを合申候、

てき五六人もさし出ふミとめ居申候所へ中小路傳七・岡本五郎左衛門にことはをかわせ、一度ニしかけてやりを合申候、てきくつれ候をしたひ候へ者、壱人またかへし申候をやりつけ、右の方之ひくみへつきおとし候へ共、其内ニ跡る掃部殿衆參者われ申候、てきおい立候て右渡邊八左衛門・私居申候、右の方る罷越、ことはをかわせ申候、右之者ニ長岡殿衆兩人被居候、てきさし物者しろきしほんニくろきおりいれひしを付申さしものにて御座候、それら大坂さくノ内へ罷越候、右之通偽於申上ハ以来曲事ニ可被仰付候

野寄清右衛門申上事

一六日之日、方々御使ニ被遣候て、てにあい申さす候、あさ御てつはう衆つゝミへ被遣候時跡に付候て参、あしたちミ候て参候へと御意被成候ニ付而罷越川をのりわたしつゝミをきたへのりまわしわかい道すちへ出、それら御前へ参候て様子申上候へ者又被遣、以上三度参候事

一屋尾ニ勘兵衛居申所へ三度被遣候、其後坂井与右衛門・堀伊折・私三人御前へ罷越御はた本之御のほり今少御出し被成間敷やと申上

候、其時又我等ハ掃部殿へ御使ニ被遣候、私馬をのりたをしあるき

申さす候へ者御のりかへを御かし被成候、掃部殿へ参候て様子申

上御返事被仰候内ニ、屋尾ニ居申候てきののほりくつれ申と見ヘ申
候ニル、もはや何事もいらざると掃部殿被仰候ニル、罷帰御返事申
上候へ者又ひらのへ被遣候、其時ハ御めし馬を御かし被成候、其御
使之時ハひらのをさきへおいうちニ仕もどり申候時參つれ候事

一七日之御合戦之時、東の方少ひきミの所をきたへ参候へ者、さきる
とつとくつれかゝり申候、さきを見申候へ共てきハ見へ申さす候、
されどものりまわしにしの方へまわり道をきたへ参候へ者須知九右

衛門・小川五郎兵衛道ニ居申候て、兩人ハたてられ申さす候を見候
にてことはをかけ申候間、一段見事なりと申それる少さきへ参候

へ者、堀伊折・中小路傳七など馬よりおりて居申候、てきあいハと
をきに何とておりたるとことはをかけさきへのりとをし候へ共、
かたまりたるてきハ無御座候、そのまへにての事ハ不存候、それる
九右衛門・五郎兵衛・十右衛門・伊折傳七・悪右衛門・長兵衛一
所ニ大坂までのりこミ候へ共、此者共るさきにハてき見へ申さす候、

右偽申上候ハ、以来曲事ニ可被仰付候

飯田権丞申上事

一六日之朝、ほろの衆一所ニ申すちをのりわり屋尾もきたのつゝミを
こし川をのりわたし、むかいのつゝミきわ長宗我部人數ニいりまし
りすはたもの壱人取申候、その様子うつミ左門よく見可申候、その
くひわかたうにもたせ申候、其後跡之川中へのりまわしほろ衆
一所ニ居申候へ共てきおゝくミかたこせいにて御座候ゆへ、四五度
くちひかしへおのゝゝひきとり居申候事

一晚ニ、てき引取申候刻ひらのをこししろき馬ニのりたるものにのり
つけくひ取申候、但かふとハき申さす候、野崎八兵衛ニことはを合

申候事

一七日ニ、ミかたくつれ申候へ共我等ハ馬もおりたちふミとめ申所へ
澤田平大夫・さわ山金三郎被參様子見申候、其時馬をものりはな
し申候、此旨偽御座候者以来も曲事ニ可被仰付候

須知九右衛門申上事

一六日之朝、屋尾もわかいへてきうつり申所を小川五郎兵衛・松原

十右衛門・な村いわミ一所ニのりわりてしたにてくひ取申 御前へ

右衛門などことはを合罷越候事

もたせ上申候様子ハかし原新兵衛もよく見可申候、くそくはかりにてかふとハ無御座候、其後わかいへよこあひニ参候てすはたもの壱人取申候、松原十右衛門・な村一所ニ参候事

一七日ニハ、何も参申候、右之谷すちをミかたくつれ申候時小川五郎

兵衛・藤田左内・な村・うつミ左門・清右衛門・十右衛門・左兵へ・

悪右衛門・弥五右衛門ことはをかけのりかけ参候へ者、中小路傳七

馬らおり候て居申候をことはをかけ馬にのせ候て大坂さくの内へ
のりこミ申候、其さきにハかたまりてきも見へ申さす候、右之通偽
於申上者以来曲事ニ可被仰付候

青木忠兵衛申上事

一六日之朝、かやふり村と申所へ何もほろの衆のりこミ屋尾村へと
中すちとわかい村とてき三つニおいわけ、大津傳七と我等ハわかい
村へつけこミ、わかい村にてやりを合かふとつけ取申候くろきむし
や、則くろきしやうくひのはおりきたるものにて御座候事、合
戦はにてもよきものゝくひにて御座候よし申上候事

一六日之朝、屋尾らわかいへてき人数うつり申候時かやふり村ミなミ
はつれにて須知九右衛門・小川五郎兵衛・な村いわミ一所ニのりわ
りてしたにてくひ式つ取申候、壱人ハくそく計にてかふとハ無御座
候、壱人ハすはたもの、これハめしつれ候ものニくびをうたせ式つ

ながら 御前へもたせ進上仕上申、其後わかいへよこあひニな村九

多羅尾左兵衛申上事

一六日之朝、屋尾らわかい村へてきおし候刻かやふり村迄ハ山田甚右衛門・堀伊折者一所ニ罷越候てのりこミニくび取申候、かふとハなし、うちにて御座候、則御前へもちて参上候へ者もはや御はた本ニ居候へと被仰出候間有之儀与御座候事

一七日之御合戦之時、澤山衆・長岡殿衆、其外何もまくれ申候刻私事松原十右衛門と一所ニ居申候、山かミニもく助ともことはを合申候てふミニとめ居申候、扱それらさくの内へ罷越候時ハ悪右衛門・九右

衛門・五郎兵衛・な村清右衛門・十右衛門など一所ニ参候、さきにてかたまりたるてきハ見不申候、右之旨偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候

一木村長門・掃部殿手前へ惣かゝりニ仕候を、五郎兵へ・我等さきかけ仕のりわり其手にてもかふとつきくひ壱つ、くそく計きたるくひ壱つうちとり申候、私直ニ懸御目申候、そのはたらきのたんハ馬上にてつきおどし取申候、掃部殿内杉立与三郎と申人ニことはをかけ申候、其右の方ニ九右衛門・十右衛門ニことはをかけさせき申候を見申候、其跡へほろも見へ申候へ共たしかにハ見とめ申さす候事

一七日ニハ、堀伊折馬らおり申所へのりつけ三郎兵へ・悪右衛門・弥五右衛門・十右衛門・五郎兵衛・うしの助此者共居申候、さきへ参時ハはらくに参候、大坂ちくにて式人つきふせはなをからせ、其後右衛門作ニ見せ申候へ者晚ニとくと申候へ共私すて候て上不申候、くび以上三つ右之通偽など申事候ハ、以来曲事ニ可被仰付候

な村いわミニ申上事

一六日之朝、かやふり村のはなにてしくひ御座候、これをひたりに見なし甚右衛門・藏助・我等三人できおゝくかたまり為申候中へのりこミニうちとり申候、くそく計き申たるくひを取私こしやうニもたせ御前へ上申候へ者くひ五つ目と申候、右之少さきにて五郎兵へ・九右衛門・十右衛門一所ニなりたかいのはたらき見申候事

小川五郎兵衛申上事

一六日之朝、屋尾らわかい村へてき参候時かやふり村南之方をのり出し申候へ者澤田但馬ニあい申、兩人同道申候てかやふり村之にしお方ニてきかたまり居申候をめかけ私まつさきへのりこミニ、則くひ

取申候、くそくをき申くろきゑつるをさし申候、但かふとハ無御座

候、其時須知九右衛門・かし原新兵衛南の方らよこあいに被参候
間ことはを合申候、右之くひもたせ上申候事

一其後わかい村道すちへ参候時な村いわミニことはを合申候、其所に
てもくひ壱つ取申候、くそく上ニくろきはおりをき申たるもの有

之、これもかふとハ無御座候、くひ以上式つもたせ上申候事

一七日ニ、ミかたあらくに御座候へ共道らひかしの方ニふミニとめ
申候、須知九右衛門・福永弥五右衛門見可被申候、堀伊折・岡本
五左衛門ニもことはを合申候、右之通偽申上候者以来曲事ニ可被仰
付候

中小路傳七申上事

のまでおつけ候へ共、てきにけのび候ニ付てをふさけ申さす事
一七日ニハ、ミかたあらくに御座候時ふミニとめ御ほろ衆七八人一所
ニ居申候、な村いわミニなどとはをかけあいミニなく一度ニ大坂へ
のりこミ申候、右之通偽御座候者以来曲事ニ可被仰付候

赤井悪右衛門申上事

一六日之朝ハ、屋尾にて長宗我部はた本へのりかけ随分かせき申候
へ共ぶにんのゆへやりハいれ申さす候、何も御ほろしゆ四五人御座
候様子候段見られ候衆御座可有候事

一長宗我部ひき取申候時ハてききうほうじにたまり居申候と本道へ
かゝり候へ者、存之外ひきとり候て其内ニてきあいとをくなりひら

事のほかにくたひれ候所、渡邊長兵衛所ニ居申候らうにんにて御
きり候て可進と申候て一かたなきり候ていつかたへやらんまいり
候、是非もなく又くひをすりきりたち可申と仕候へ者御弓之衆長澤
少左衛門參相うちと申候、我等返事ニかほどくミニ候て取候くひをあ
たりにも居候へていつかたる参申候やと申候、其後くひを見候へ者

右之ほうさきニや四五寸ほどにおれたる矢御座候、もしこの矢少左衛門いつけ申候や、かほとのてにてあいうちにハ成ましく候、何とやらんあしく御意に立申由うけ給候、あわれ御直ニ御尋候て被下候者可忝事一晩ニハ平野ろ四五丁ほどさきにておいつけ候へ者馬のゆかす候所へにけ申候、むりニのりこミ候へ者馬ころひ候間こしやうに申つけとらせ候て 御前へ上申候、我等それらひらのゝさき二つちはしといたはしと御座候、それまで参候へ共てきあいとをくなり申候、福永九左衛門つちはしのさきにてくひ取候てくたひれ居申候まゝ、我等いけ取を一人仕候て九左衛門取候くひもたせ候て参上申候事

一七日之御合戦之時、てき四五十計かへし申候付、澤山衆・越中殿衆何もにけ申候道すぢにてハおしたてられ候ハんと取ミちらひかしのかたにひろミ御座候まゝ馬をのりのけ候てい申候、しろき四半ニくろきおり入びしきをつけ申候、さしものにてさきへ四五人やりをさけ候て参候を見付馬らおり候て道すぢへさしむかい候時坂井与右衛門ハ馬にのりい申候まゝ、おり候てかへし候へと申すて我等ハ参候道すち半分ほども参候まで、たれも無御座候所へ左之わきへ

越中殿内佐藤傳右衛門と申人ことはをかけ参候、又右之わきへ大嶋右衛門作参候てことはかけ申候、堀伊折・岡本五郎左衛門是も右之わきへ参候、ちかくなり候内ニてきるなり候へと申候まゝ、私計なり申候、はやたかいにやり合候てミたれ申候内越中殿・内敷たくミ・子三左衛門と申入くひを取我等ニことはかけ申候、さためて坂井与右衛門も可被参候へとも何と仕候やいそかわしく候ゆへ見申さす候、右之旨偽於申上者以来曲事ニ可被仰付候事

以上

2 伊賀組はつれの帳

(表紙)

(印) (印)

元和元年

伊賀組はつれの帳

八月廿日

福永弥五右衛門

福永弥五右衛門申上事

一六日之儀、さきへ可参与申上候へ共、堅御法度被成故不参候処ニ、
はたもとへおそらく参候事

御はたもとの衆何も被参候間、其あとる参候へ共、をそく御座候
而手ニあひ不申候

而手ニあひ不申候

一七日之儀、ミかた被立候時、須知九右衛門・小川五郎兵へ・苗村

石見ニことはを合一所ニ為申候、それらさきニて壱人やり付候へ共、

石見ニことはを合一所ニ為申候、それらさきニて壱人やり付候へ共、
ておいニ而候間、くひハとり不申候、其段苗村石見見被申候間、こ

とはを合申候、其さきにてやり付首を取申候而、則上申候、其所ニ

而私内野村半右衛門と申者、首一つ取申、前後首二つあけ申候、以上、

坂井与右衛門見申候
首を上申ハ
坂井与右衛門見申候

尾崎勘右衛門申上候事

一六日ニ、きうほうじ町はつれ二町はかり西にて、長曾我部はたも

とへのりかけ申候処、てきかけもとしやりを合、扱たちからニ罷成、

くみうちニ仕かぶとつぎのくびをじきニ上申候、其時ハ本田さんや

と御一所 御進被成ヘキ後ニ承候へハ、右之くびはどうち太郎右衛

門と聞ヘ申候て長曾我部いとこの由申候事

福永九左衛門尉申上事

一六ヶ所手おい馬をのりはなし、召つれ候者一人も付不申候ゆへ、御
はたもとへおそらく参候事

一七日ニハ、右之手いたミ申ニ付不罷出候事
右偽申上候ハ、曲事ニ可被仰付候、以上

一六日のあさハ、御はたもとに為申候、何もかけ出し候時ハやほ表へ
参、てきはいくんの時ハ平野々きわにてかち拘を馬の上らつきたを
し、則小者に首とらせ申候、それらさきへおい候て参平野々にし
いたハしのきわにて、馬はなれたるてきに渡し合一やりつき申候処
ニ、我等かふとに切付候へ共、則切たをしきび取申候、其やうす中
小路傳七見申候間、ことばを合申候、私ハ馬ばなれ候間、首をハ福
永弥五郎ニもたせ上申候へハ、伊藤吉左衛門を以上申候由申候、以
上、首二ツニ而御座候

一七日ニハ、ミかた被立候時ハ、道右東の方へ馬をのりすへ為申候、
弥五右衛門首取候て参候ニあひ申候事、已上

福永弥五郎申上事

一六日ニ、やほの手へ参、てきはいぐんの内平野より十町はかりさ
きにて首取、則上申候、其やうすハ豊嶋五兵衛見申候間、ことばを
合申候、首をハ我等取申候、くひ一つ福永九左衛門取申候、くひ二
つ、以上三つ之くび伊藤吉左衛門を以上申候

一七日ニハ、ミかたくつれ申候時、道ら東の方へ馬をのりよけ、豊嶋
五兵衛ニことばをかハし、一所ニ為申候、それらさきへ参候、已上

八月廿日

福永弥五郎

一六日ニ、屋(八尾)をニて長曾我部くつれ候時、追かけ平野らさきにてかふ
と付之くひ取、御前へ堀伊折を以、上申候へハ、殿様一段よきく
ひのよし被成御意候事

青木仁介申上候事

一六日之御かせんニハ、御はたもどニて御座候故、おそらくのり出申候

へハ、はや木村長門てまへくすれ申候而、其よりのり付参候へ共、

てきあい遠成申候故、たまつくり口より拾町計こなたニてくろき
くそくをき申者取申候、然者かぶとき不申取申候て一町計罷帰候へ
ハ、服部内蔵ニあい申候、其段内蔵おほへ可申事

一七日之日、ミかたくすれ申候時ハ、道すしより右の方へのりまわし、
やすなミ久左衛門と一所ニ為申候、其段久左衛門よくおほへて申候

付候、以上

事、くびぢきニ上申、則御前ニて磯野右近ミられ候、

右申上候儀少もいつわり御座候者曲事にて被仰付候、以上

苗村新丞申上候事

一六日ニ、屋(八尾)をニて長曾我部くつれ候時、追かけ平野らさきにてかふ

と付之くひ取、御前へ堀伊折を以、上申候へハ、殿様一段よきく

道ら右手へのりよけ為申候、其後大坂さくきわまでのり付申候、
右之通偽之儀候者以来曲事ニ可被仰付候、以上

服部内蔵申上事

一六日之あさハ、御はたもどニ為申候、其後各先手へ参候間、私も参
候、きうほう寺にてくひ式つ取上申候、其様子ハ杉立十左衛門ニこ
とはを合申候、首ハ御かち小性左介へ渡し申候

一七日ニハ、手ニあい不申候、右義も偽之儀御座候者以来曲事可被仰

ハあい不申候

山田九右衛門申上候事

一六日、七日ニも両日ながら御はたもとニ為申候、森喜左衛門・助太郎兩人之もの存候、偽之儀無御座候、以上

瀧野久次申上候事

一六日ニハ、右手へ参候へ共、てきはやはいくん仕候故、それよりもまた屋をのかたへ罷越候へ共、少おそく候て手ニハあい不申候、其時豊嶋五兵へ又苗村新丞ニきうほう寺から平野までの間にてあい申候事

豊嶋五兵衛申上候事

一七日ニ、ミかたくつれ候時ハ、菊川源太郎御一所ニ罷有候、それ江のり出し候て福永九左衛門我等をよひかけ候間、殊に言葉をあわせ申候、其後城之さくらうちニて(ママ)かち者くひ一つ取申候、則上申候、取申時に八十嶋四郎兵へ見候事、以上

屋守市内申上候事

一六日ニハ、私かちにて御座候故、御はたもとニ為申候事

一七日ニハ、なや屋守太助馬ニのり候て参候へ共、手ニあい不申候事、右之通偽之儀候者曲事ニ可被仰付候、以上

田邊小四郎申上候事

一六日ニハ、弥五右衛門一所ニさきへ参候へ共、をそく御座候て手ニ

岡山勘左衛門申上事

一六日之儀、御はたもとつめ申候へ共、ミなさきてへ参候ゆへ、我

等も参候てかせき申候へ共、をそく候て、てニあい不申候

高名被成候由之事

一七日之儀も、御はたもとせんと仕候へ共、あとさきなしニそそうお
しニおし申候、又ぐすれ申候時者、中之ミちら少ひかしのたかミに
為申候、そのさきにてハうねめとの・傳ニ・源太郎一所ニ為申候、
右之通いつわりと申者御座候者曲事ニ可被仰付候、以上

一御年十七ニ而御牢人被成、近江国阿閉淡路守と申仁之所ニ牢人分ニ
而御座被成候、其後磯野丹波守所ニ御奉公被成、其以後織田七兵へ
殿ニ御奉公被成候、其次ニ大和大納言殿御座被成、同御子息之中納

言殿死去之後、秀吉公ニ御奉公被成候事

一和泉様御知行御取初ハ、磯野丹波所ニ而八十七石御取被成、丹波知行

所七兵衛殿へ相渡候ニ付、和泉様も其儘七兵衛殿へ御付被成候事

一七日ニハ、てき□しも所ニ而かふとくび一ツとり、則御はたもとへ
持せ、森十兵衛を以、上申候、其後其さきにて一ツ取、以上ニツ上
申候事

一丹波國多紀郡小山之城主長沢治部太夫と申者ニ而御座候、責衆にハ
織田七兵衛殿・明知日向守・瀧川左近ニ而御座候、其刻七兵衛殿家
中ニ而 和泉様御勵無比類御高名被成候事

一右小山城責之以後、七兵衛殿縄之衆十人之内一人足不申候ニ付、家
中侍共之内、様々御吟味之上を以テ、和泉様ニ被仰付候処ニ、知
行八十石ニ而ハ縄さし申事成申間敷候条、加増被仰付候ヘと御訴訟
被成候へ共、当分御訴訟叶不申候ニ付、七兵衛殿を御立退被成候
事

3 御家中御由來書

御家中御由來御系図別紙書上候事

一和泉様御幼少之時者、白雲様と御一所ニ江州浅井殿御座被成候、
姉川合戦之刻御年十五ニ而高名被成、小谷山三年籠城之内ニも度々

一大和大納言殿江御奉公ニ御出被成、播州三木之城主別所小三郎・同
舍第二人安芸毛利ニしたかひ、秀吉公背申ニ付、御押寄被成候処ニ、

城中る切テ出町口二而和泉様一番鎧則鎧下之高名被成候ニ付、敵悉
城中江引取申候、其後御取卷兵糧詰ニ被成候、別所兄弟伯父山城切
腹いたし、相残ル者共ハ御助被成候事

一但馬国人所々ニ一揆ヲおこし楯籠候処ニ、別而やふの郡大屋と申者、
一揆之者御預ケ被成候付置候処ニ、うつかおしろと申所(宇塚尾白)一揆とも
押寄申候、和泉様わつかの勢ニ而終日御自身之御効數ヶ所疵被為

蒙候得共、終御退治被成、殊一揆大将富安与申者御討取被成候、其
(横伊喜)後よこいきと申、山中一揆共致山籠やうかい構、小屋ヲかけ居申
候処ニ、和泉様夜更御忍入被成候故、鎧越ニ鎧ニ而
突申候を、羽織ニて鎧ヲ御こき被成候故、鎧ニのりつき不申候ニ付、
人ニてハ無之かと油断仕、出合不申候ニ付、疵を蒙り、其儘御戻り
被成候義も、御残多思召、忍之入候ニ出合候へと御よハリ被成候ニ
付、はしく出合候者、御自身一人首ヲ御取被成候、御供之居相
孫作も壱人うち取申候、其迄ハ 和泉様御知行三百石ニ而候得共、
但馬之一揆御退治之後、三千石之御加増ニテ、都合三千三百石に

御成被成候事

一江州志津嵩合戦之時、佐久間玄蕃先手山之尾筋へ責上候処、和泉

様馬印をはやく上ヶ鉄炮御うたせ、御自身鎧御合被成御手を被為
負、高名被成、敵御追払被成候、御帰陣之後、秀吉公御意ニテ從
大和大納言殿千七百石之増ニ而都合五千石御成被成候事

一大和大納言殿紀伊国・伊賀国拝領之時、和泉様五千石之増、都
合壹万石ニ御成り被成候事

一紀伊国一揆之大將山本之何かし・湯野川直晴と申者、以上二人ニ
て御座候、大納言殿（青木紀伊守）・尾殿下野・杉川越後・和泉様、
右之御衆度々之御効ニ候へとも、一二年之間敵さゝへ居申候内ニ湯
野川致降参候、山本ハ 和泉様武略ヲ以テ御討果、其外山本か勢
三百計悉御成敗被成、其後一揆しつまり申候事

一四国阿波国木津之城同一之宮御取卷之刻、夜中 和泉様矢倉下迄
御着被成御座候処ニ、敵つみて出御鎧ヲ被為合、相手ハ長曾我部・
横山隼人と申者ニ而御座候、鎧御合被成候内ニ御具足之わきいたへ
鉄炮もあたり申候、其後 和泉様武略を以テ兩城ヲ明渡候、則長曾
我部 和泉様ヲ以テ秀吉公・秀長公へ御礼申上候事

一薩磨陣之刻日向之國（目白妻城カ）めしろにおゐて、宮部善城坊陣所ヘ鳴津中務
多數人以テ取巻夜責ヲ仕候時、善城坊手前あやしく見え候由、相

わつかの御勢ニテ一里計のほどを 和泉様御かけ合被成、敵の中ヲ
窺、城中へ御のりこミ、善城坊一所ニ御働、木戸ヲひらき大勢を御
突崩、頓而多勢を以テ大納言殿後詰可有之由、城中可為堅固之旨武
略之下知被成御働候時、敵悉敗軍せしめ、善城坊得大利被申、和
泉様御働、秀吉公御感之由ニ御座候事

一右之後、秀吉公御意ヲ以テ、大納言殿より壹万石之御加増、都合式万
石ニ被成候事

一辰年初之高麗陣御働被成、帰朝之後大納言殿死去之刻、和泉様
義為報恩御法体被成、御菩提ヲ御吊可被成とて、高野へ御上り被
成候処ニ、其後程経候て、秀吉公再三之御意ニテ從高野被召出、い
よの國ニテ七万石御拝領被成候事

一後之高麗陣、釜山海へ御着被成、それよりあんかうらいへ被成御座、
一日之御逗留ニテ舟以下御拝被成、から嶋へ之手遣其夜之四つ時
分ニ、閔舟二艘ニ而番舟みなどへはいり候やと被仰見せニ被遣候、
一艘ニハ藤嶋与左衛門尉、壹艘ニハ疋田勘左衛門尉兩人被仰付候処
ニ、藤嶋与左衛門尉罷帰、番舟添を替い不申候由申上候、疋田勘
左衛門尉ハ番船之居所見立候ハんと申、先へ参候由申上候へハ、其

一同るんむへ御取懸被成候ニカコナミ事之外楯籠居申候、和泉様一
番のり、八月十五日之夜則時ニ責崩、首數式百六十九御取被成候、
則御横目衆御覽被成候而、何茂御寄合候て度々之御手柄之段具ニ言
上可被成と被仰候、同勢ハ備前中納言殿其外諸大名衆ニ而御座候、
それより赤国へ御働被成とろ川と申所迄御越被成候、赤国之儀ハ

和泉様御働依テ悉相済申候事

一御帰陣被成少前ニこもかいへ御越被成候処ニ、すいゑんと申所ニ番舟之大將分十三艘居申候、大川の瀬戸乃是やき塩のさし引御座候所之内ニ、少塩之やわらぎ候所ニ、十三艘之舟居申候、それを見付是非共取可申由、舟手之衆と御相談にて、則御取かけ被成候、大

舟ニ而ハ其瀬戸ヲこき下シ申候義成間敷候とて、何も関舟ヲそろへ御懸り被成候、先手之舟共ハ敵舟にあひ、手負數多出来申候中にも、(久留)来嶋出雲殿討死ニ而御座候、其外舟手之衆被召連候、家老之者共ニ

も手負討死多ク御座候、毛利民部太夫殿も関舟ニテ御かゝり被成、

番舟へ十文字之かきを御かけ候処ニ、番舟より弓鉄炮はけしく打申

候ニ付、舟ヲはなれ、海へ御はいり被成候、あやうく候処ニ、藤堂孫八郎・藤堂勘解由兩人舟をよせ、敵舟を追のけ助申候、朝之五つ時分る酉之刻迄御合戦御座候、敵早く舟ヲはしらせ申候ニ付、無是非追懸申義も不罷成候、和泉様も手を二ヶ所被為負候、其より

赤国へ御取かけ被成、山々城々御落シ被成、其より前廉之こもかみへ御はいり被成、一ヶ月計御逗留ニ而あん高麗へ御越被成候ニ付、城など悉被遊番手之長會我部殿へ御渡シ候て、御帰朝被成候、御感狀并壹万石之御加増、都合八万石ニ御成被成候事

一大和大納言殿ニ御奉公之内より 権現様御懇ニ御座候ニ付、じゅらくニおゐて権現様御屋敷相究候時分、御台所口之御門服部大夫・村瀬市兵衛奉行ニ而御立被成被遣候、其後長光之御腰物御拝領被成候事

一秀吉公御他界之後治部少輔謀叛之下心有之、天下さわかしく御座候ニ付、和泉様一筋ニ権現様へ御奉公可被成と思召、慶長五年之春、内匠殿ヲ江戸証人ニ御遣被成候、御感ニ思召下總ニ而御知行三千石御拝領被成候事

一権現様石田治部少輔不和之砌、天下さわかしく御座候時分、伏見より権現様大坂へ御越被成候刻、御用心被成候ニ付大坂ニテ和泉様御屋敷四方川ニテ要害能所ニテ御座候故、御心思召、御舟ニ而直ニ 和泉様御やしきへ御移被成候、一日二夜御逗留被成、伏見へ御越被成、昼夜権現様へ御詰被成候事

一長尾景勝謀叛之刻、和泉様先陣ニテ宇都宮迄御越被成候処ニ、於上方石田治部少輔逆心之由相聞候ニ付、権現様隨仰宇都宮より御上り被成候砌、於小山上方より注進可仕候之間、其一左右次第御出馬被成候様ニと権現様へ御内証被仰上、藤堂宮内少輔証人ニ御残置被成、

其ら御上り被成候事

一慶長五年八月廿五日ニ岐巣之内六角通りる御立被成、萩原之渡御
越被成、其夜ハ堤野陣被成、夜之八つ時分ニ御立被成、岐巣之町口
ヘ朝之五つ前ニ御座被成候処ニ、先手衆きよす口乗被申ニ付、和泉
様・黒田甲斐守殿・田中兵部殿・生駒讚岐殿・桑山伊賀殿、此衆
ハ直ニかうとへ御通り被成候へハ、石田治部少輔人數岐巣後巻とし
て罷出候、少之間川越之鉄炮せり合御座候か、其儘川を御渡候、
敵悉追崩ろくの川端迄追討被成、それより右之様子江戸権現様へ
御注進ニ池田忠兵衛与申者ヲ被遣候、八月廿八日ニ江戸へ相着言上
指上申候所ニ、忠兵衛権現様御前へ被召出、最前小山ニてやくそく
のことく早速注進御感ニ思召候、近口御出馬可被成候旨、口上ニも
申候へと被仰出、忠兵衛ニ御はうひととして金子壹枚被下候、則権
現様九月朔日ニ御出馬被成候事

一岐巣之城かうとの合戦相済申、以後於赤坂諸大名被存候ハ、関ケ原
表相勵、それより上方へ責上可申由、皆々談合被申候へ共、左様
ニ仕候へハ、権現様御着座なきうちニ悉仕廻候而ハ、御威光もうす
く御座候ハんと思召、伊井兵部殿・本多中務殿其内談被成、弥権

現様御着座在御座候迄、一戦ハ相待可然之由、諸大名衆へ伊井兵

部殿・中務殿・和泉様御三人として御申被成、其通ニ相極候事

一権現様九月十四日之辰時分ニ赤坂へ御着被成候、先手之上方衆ハ
其夜青野ヶ原へ打出、野陣ヲ取、未明ニ関ヶ原へ御出被成候、路次

ヘ藤堂新七郎先手ニ紛れ参り、朝かけの首ヲ取出むかい申候、是ハ
惣手一番之首ニ而御座候故、権現様へ高橋金右衛門ニ為持御上ケ
被成候、其後和泉様御鎧先之敵ハ大谷刑部少輔・脇坂中務・小川
土佐・平塚因幡、此四人ニテ御座候得共、中務と土佐ハ 和泉様御
才学ニ而うら切被仕候、刑部少輔人數と一戦御座候、刑部少輔・湯
野五助と申縄之者ヲ藤堂仁右衛門討捕申候、其外敵數多うち取申
候、藤堂玄蕃討死仕候、其外御家中之者共多ク討死仕候、権現様
衆村越兵庫殿も此所ニ而討死被成候、権現様忠節ニ思召御帰陣之後、
為御褒美いよ半国御拝領被成、都合貳拾万三千石ニ御成候事

一諸大名衆江戸証人之義、被仰出無之以前ニ慶長拾年松寿院様ヲ江戸
ヘ御引越被成候義、権現様・台徳院様御感思召候事

一慶長十一年江戸御普請之時、御加増貳万石御拝領被成、都合貳拾
万三千石御成被成候事

一諸大名家中之証人之義、江戸へ被召置可然御座候ハん由、権現様へも 台徳院様へも和泉様御内証被仰上、慶長拾四年ニ御家中之証人御下シ被成候事

一慶長拾五年丹波之亀山御普請之時、 和泉様石垣之御手伝被成、其上亀山之天主相立進上被成候事

一慶長十九年大坂陣之刻、和泉様ハ先手ヲ御請取被成、諸勢ニ御かまひなく、河内国府ヘ十月廿六日ニ御打出被成候、其より次第くニ

御陣替被成、和泉様御仕寄場天王寺口城中黒門之持口郡主馬、矢倉ハ木村長門持口ニ而御座候、惣構近く罷成候而、つき山ヲつき、

せいろいろを上ケ、火矢・鉄炮・石火矢無由断、昼夜御うたせ被成候ニ付而、長門持口之矢倉ハ打やふり、人々出入無御座候、かねほりヲ入、堀きわ迄ほりつけ、其上竹たは堀きわ迄七間付よせ申候、極月廿日之夜、堀之内のさくヲ引取候ヘと和泉様被仰付、用意仕候之内ニ曇ニ罷成候事

一明ル夏陣大坂ヲ京都焼払可申候由、風聞ニ付而、大坂ヲ京都之通路御さゝへ可被成ため、諸勢ニ不構、四月四日ニ淀ヘ御着被成、同廿五日迄淀ニ御在陣被成候、其内淀之城之御普請被仰付候、権現様台徳院様京伏見ヘ御着被成候ニ付而、淀ヲ四月廿六日ニ御陣替被成、五月五日ニ千塚ヘ御着被成候事

一五月六日ニ家尾表(ハ)ヘ木村長門・長曾我部・和泉様大人数一万二千之つもりにて打出候処ニ、和泉様左そなへハ長曾我部と一戦有、

終日之働ニつゐに長曾我部敗軍いたし、大坂ヘ追込申候、藤堂仁右衛門・藤堂勘解由・桑名弥次兵衛・山岡兵部其外侍數多討死仕数引出候事、秀頼公御感ニ思召候、弥後切之行肝要ニ候、御褒美之

義ハ望次第可為由被遊候、権現様御披見被成能臣下可打果行昔もかやうのちやうりやく大唐ニも日本ニも有之事ニ候、和泉様之儀ハ昔ろ心ヲ被為知候、別心可有と不思召候、一筋ニ御ためヲ存候ニ付而可打果ちやうりやくと思召候、彼瀬兵衛義、和泉様ヘ被下十之指ヲ切、ひたいニ丸之内ニ秀頼と云焼印をあて、城中ヘ追返し候ヘとの門前迄送被遣候事

戰、首數多討取申候、此方ニも藤堂新七郎・藤堂玄蕃其外侍數多討死仕候、其夜ハ其場所八尾ニ御陣所御すへ被成候事

一六日之合戦ニ物頭其外侍數多討死仕候、終日之合戦二人馬つかれ申候ニ付、七日之御先手ハ荒手の人持衆へ被仰付可然由、両上様へ

和泉様六日之晚ニ御理り被仰上候ニ付、七日ニハ越前宰相殿・加賀筑前殿御先手ニ被仰付候事

一七日ニハ敵身方人数ヲ立、互ニ鉄炮ヲうたせ候内ニ、台徳院様御供

四五騎ニテ和泉様之御陣所へ御座被成、軍陣之御手立御談合被遊御本陣へ還御被成候キ、其後惣懸リニ罷成、御家中衆其外かせき首數多討取申候事

一両日之首數都合何程討取申候事

一京都ニテ大坂表之御勧ニ付テ御感状五万石之御加増、并金銀のふんとうニ御拝領、位四品ニ被仰付候、台徳院様ル高木貞宗之御脇指御拝領被成候、御知行都合式拾七万三千石ニ御成候事

一権現様御他界之前ニ為御遺物（師匠坊）せうほうの御茶入御拝領被成候事

一権現様御他界之後、台徳院様ル元和三年ニ御加増五万石、都合三拾二万三千石ニ御成候事

一寛永三年江戸上野ニ東照権現様御建立被成候事

右之条々伊賀・伊勢古キ者共呼集承及所、又存之分書付上ヶ申候、久敷事ニ御座候間、少宛相違之儀も可有御座候

井上十右衛門

寛永十八年

巳ノ七月三日

百々太郎兵衛

西嶋八兵衛

藤堂主膳

藤堂采女

一京都兵左衛門殿

藤堂仁右衛門

藤堂監物殿

藤堂四郎右衛門殿

於大坂表伊賀・伊勢討死之侍帳

藤堂仁右衛門さし物鳥毛ノニツだんごたて物くろきさばの尾

伊勢付

藤堂勘解由具足銀山伏ノけさ
さし物くろキゑつる

山岡兵部

津田数馬

箕浦少内鳥毛ノ口先

杉山左門

沢隼人

安並三郎左衛門立輪銀ノ

竹中次郎兵衛

清水新助

橋本平兵衛

三田村伝左衛門

柳田金十郎

浅木三郎右衛門

赤尾加兵衛

栗や次左衛門

平尾勘七

仁右衛門

稻葉猪之助具足銀立羽ノ蝶

三塚権左衛門

桑名源兵衛

中西九左衛門

林五郎左衛門

中尾小十郎

三塚次兵衛

佐伯權之助内高烟力之助

西川九郎兵衛

井口半左衛門

青山四郎兵衛

玉置藤藏

松尾甚兵衛

梅原龜助

内藤伝左衛門

米野覚右衛門

依岡吉兵衛

矢守太郎助

伊賀付

田邊五兵衛

安並傳左衛門

岸田喜右衛門

藤堂玄蕃甲唐冠、さし物くろき茶袋

渡部忠左衛門

山本傳左衛門

藤堂新七郎鳥毛ノ具足、小手甲なし

渡部勘兵衛内渡邊甚兵衛

辻又右衛門

桑名弥次兵衛さし物鳥毛ノだんご

渡部長兵衛内杉田源藤助

小野兵右衛門

古田蔵之助ほろの衆

渡部作左衛門同綱のだし

渕本権左衛門尉

足田勘右衛門

田中蔵之介

七里勘十郎

西川九郎右衛門尉

中西文兵衛

友田左近右衛門金ノ衣のだし

金ノ輪違

都合六拾六人

和泉様手へ首数三千五百七十三討取申候

御異見状

一御奉公油断有間敷候事

一孝行之道忘却有間敷候事

一出頭衆へ切々可申通事

一弓馬鉄炮以下不可忘家職事

一身分限程ニ万事可有其沙汰事

一若者之遊山好不可然、御奉公之道無油断候へハ、遊山かましき事も

又者徒然成事茂無之事ニ候事

一振舞ニむざと參間敷候、斟酌不成所へ参候ハ、長酒無用之事

一各御尋之刻可罷出、構虛病すい成心持不可然事

一孔子之道ヲ心かけ、日本記ニテハ吾妻鏡・式条など聞可申候事

一大事之御国ヲ預り有之事ニ候間、万事ゆたん仕間敷候事

一上下共ニよき人と云ならハ不及迄も似せ、惡敷といふ人のまねかり

そめニも仕間敷候事

一家中之者奉公之忠不忠之善惡見知、我又君へ御奉公之心持可有之事
一我かゝへ置候者、物頭其外それくニ申付置候条、我等後分散なキ
やうニ、何も情ヲ懸召仕可申候、御軍役程ニ人数ヲ不持候へハ、御
用ニ可立と存候而も不成もの候、合戦ヲ心ニかけ候侍ハ、人数寄仕
事ニ候、然時ハ諸侍へ弥可加憐愍事

一代官物まかなひ仕候者、是又算用以下よく聞届、無相違念比ニ召
仕可申候、兵糧玉葉以下つかす候へハ、永陣も不成候、然上ハ車の
両輪のことく存可召仕事

一算用之道ヲ不知候ハ、諸事ニ付惡劣事ニ候、常ニ心懸可申候事

一小科之輩、当座之いきとほりにまかせ令死罪時ハ、其恨深ク因果も
又不可遁候之間、罪之輕重能々可糺明候事

一仁義礼智信一つもかけてハ諸道成就不可成候事

一明ハ燈ニテかミをゆひ用所可申付候、晚ハ五つかきりニやすミ可申

候、か様ニ以ケ条行跡之義申候ヘハ、迷惑之様ニ可存候ヘ共、我等
成立小身ル致苦勞今之身上ニ罷成候間、左様成所ヲ聞伝候ヘハ、苦
労とも存間敷候事

一右之条々不斷心懸、文武両道之嗜専一二候、合戦ヲこゝろニかけ候
といゑども、常ニ稽古不成ものニ候、其道知たる人に能々雜談ヲ聞、
其心持可有候、座配つき合之刻も大人をうやまひ、老人ヲ愛し候
事尤ニ候、我利根まよひ他人を嘲事不可然候、盤之上数寄乱舞能
以下もよきほどニ可然候、何之道も一筋ニ心かたつき候てハ惡聞候、
其上御奉公のさわりニ可成候間、其心持肝要ニて候条、弥可有心得
候

寛永弐年八月三日

4 延宝二年梶田家由緒書

覚

一私親梶田久左衛門慶長四年己亥年、古保田甚兵衛殿御肝煎ヲ以、御
家江被 召出、翌年関ヶ原御陣相勤御奉公申上候ニ付而、伊予ニ而
御知行三百石被下候、御国替之御供仕、伊勢へ参御入部之節代官

少被 仰付候、大坂両御陣相勤、寛永九年壬申年相果、当年まで
七拾六年ニ罷成候

一私儀、親之跡目三百石被下候、正保弐年乙酉年御城金銀諸道具之
役義被 仰付、拾弐年相勤、明暦三年丁酉年在々檢見之役義被
仰付、私ニ御知行 被下、当年迄四拾三年御奉公申上、年七十五ニ
罷成申候、以上

延宝弐年

甲寅八月五日

梶田久左衛門

正□(花押)

藤堂仁右衛門殿

5 文化年間梶田家由緒書

(表紙)

先祖

由緒書

梶田権之進

覺

梶田権之進

一百六拾一年已前延宝六年十二月二代目久左衛門病死仕、翌未年

一先祖梶田久左衛門儀、式百四拾年已前慶長四年亥年、保田甚兵衛

(藤堂高虎)
殿御肝煎を以

高山様江被 召出、翌子年関原御陣相務、御帰陣已後予州宇和郡多
田村之内御知行三百石拝領仕候

一慶長十三申年 御国替之節伊勢江御供仕、津附二被 仰付、御知行

三百石勢州一志郡小森村之内二而拝領仕候

一同十九寅年冬并翌卯年夏大坂御陣御供仕候

一式百七年以前、寛永九申年五月先祖久左衛門儀病死仕、二代目久

(藤堂高次)
左衛門江跡目無相違三百石從

大通院様拝領仕候

一正保二酉年津武具奉行役被

仰付、十二年相勤申候

一慶安三寅年二代目久左衛門男子無御座候ニ付、中小路五郎右衛門

次男養子ニ奉願被 仰付候

一明暦三酉年檢見之儀相改り申候節、御普請奉行吉武次郎右衛門一

所ニ相勤申候様ニ被 仰付、檢見奉行廿式年相勤申候

二月三代目久左衛門江跡目無相違三百石從
(藤堂高久)
了義院様拝領仕、藤堂出雲組ニ被 仰付候

一天和二戌年中小路弥五兵衛御知行御取上之節、三代目久左衛門
義、弥五兵衛伯父ニ御座候ニ付、御知行被 召上、拾人扶持被下、
伊賀附藤堂主殿組ニ被 仰付候得共、自身之科無御座候ニ付、戊年

御知行者不残被下置候

一貞享四卯年二月御知行百五拾石御藏米ニ而被下置候

一元禄四未年五月中小路助九郎立退申候節、御尋被 仰付候得共、
相知不申候、就夫助九郎罷出申候ハ、帰参可被 仰付候由ニ而、同

年八月忌掛り一家共御暇出申候ニ付、三代目久左衛門茂御暇被下候
得共、自身之科無御座候ニ付、未年御知行御暇之節、代金ニ而不残
被下置候

一同十五午年助九郎相知申候ニ付、歸參被

仰付、御知行百五拾石拝領仕、藤堂主殿組ニ被 仰付候

一同十六未年

了義院様御逝去之節、長田

御山之御番被 仰付相勤申候、同八月右御番相勤候、為御褒美御

一同十巳年十月從

帷子二拝領仕候

大輪院様白銀弐枚拝領仕候

一百三十五年以前宝永元申年九月高祖父久左衛門隱居之儀奉願候処、

同月願之通被 仰付、高祖父久左衛門家督無相違百五拾石從

(藤堂高睦)
大亨院様拝領仕、藤堂主殿組ニ被

仰付、三代目父久左衛門義、剃髪更名之儀奉願、易旦与相改申候、

其後百式拾年已前享保四亥年十月病死仕候

一宝永二酉年江戸詰被 仰付、四月自津御供仕罷下り、翌戌五月

御帰国御供仕罷登り申候

一同六丑年、翌寅年城和毛見之儀被

仰付、兩年相務申候

(藤堂高敏)
一大輪院様伊賀江 御越國之節、大小姓加り御広間詰被 仰付、度々

相勤申候

一享保三戌年九月大和郡奉行役被

仰付、拾五年相勤申候

一同八卯年九月從

大輪院様御上下武具拝領仕候

(藤堂高朗)
孝讓院様曾祖父久左衛門江拝領仕、藤堂新七郎組ニ被 仰付候

一九十八年以前、寛保元酉年四月高祖父久左衛門病死仕、同六月跡

目無相違式百石從

一同年九月

一明和元申年五月日光遷宮二付

孝讓院様伊州江 御越國之節、大小姓加り被 仰付相務申候、此後

明和四亥年迄御越國之度々被 仰付、度々相勤申候

一同三亥年九月御褒美的

御覽之節、白銀弐枚拝領仕候

一同年十月來子年江戸詰被 仰付、翌子七月 御道中御供仕罷下り、

儀奉願候処

翌丑五月 御歸國之節茂御供仕罷登り申候

一宝曆五亥年六月江戸江土用申中

御機嫌御伺之御使者被 仰付相勤申候

一同十一巳年五月関口流柔奥儀共伝授相済候二付、奉蒙

(藤堂高疑)
祐信院様拝領仕、藤堂新七郎組ニ被 仰付候

一同月更名奉願、曾祖父久左衛門薙髪易睡与相改、祖父久左衛門与相改申候

御称美之御意候、此外柔術二付毎々奉蒙 御称美之御意候

一同十三未年三月日光御修覆御手伝御用ニ付、江戸江罷下、柳原御小屋場屋根方役被 仰付相勤申候

一同年六月右御小屋御用相済候ニ付、大小姓加り被 仰付相務、翌申六月

一同二戌年四月江戸浅草御藏火之御番被蒙 仰候ニ付、江戸詰被

仰付、五月罷下り御広間詰大小姓加り被 仰付相勤申候

一同年十一月右火之御番中御使番加り被

仰付、并定役差支之節、近所番御纏水之手支配被 仰付、度々相

仰付相勤申候

孝讓院様御登山之節、御供被 仰付相勤申候

一同年六月日光御手伝御用向相勤申候、為御褒美白銀弐枚拝領仕候

一同三戌年十一月武芸世詰仕候、為御褒美金弐百疋拝領仕候

一同三亥年正月近所番之砌、浅草新堀出火之節、消口取候二付、御

称美之奉蒙 (付箋)二同年四月御役場掛り昼夜骨折相勤申候二付御称美之奉蒙 御意候

一同月江戸詰申

謙光院様御柔御請太刀相勤候二付、為御褒美金弔百疋拝領仕候、御
伝来之砌、御酒頂戴仕候

一同月 御上國之節、御供仕罷登り申候

一同五丑年正月異国船漂流之節、二番手御手当御内意、藤堂^手新七郎
江被

仰付候ニ付、御手當用意仕候

一同年十月當時御手當方之者共、來寅年迄其儘持続候様被 仰出、

依之江戸詰之勤ニ可被成下旨被 仰達候、其後新七郎御^手当年番度々
相勤申候

東五郎様

一同六寅年九月相組肝煎目付被 仰付候

御子様方御稽古ニ付、御酒頂戴仕候

一同七卯年九月閔口流柔出精良座相伝相済候段達

御聞御称美之奉蒙 御意候

一同八辰年十二月勢州御領下百姓共出訴之節、御国境固メ 御内意

藤堂新七郎江被 仰付候ニ付用意仕候

一同年五月藤堂新七郎組与頭差支候ニ付、加役相勤申候、其後度々

相勤申候

一同十午年五月閔口流柔世話役被 仰付候

一享和三亥年十月、來子年江戸詰被 仰付候

一文化元子年五月御下向之節、一日御跡ろ罷下り申候、道中横目役
被 仰付相勤、着府仕、大小姓加り相勤申候

一同年十二月

祐信院様御柔御稽古之節、御請太刀相勤候之様被 仰付候

陸之介様

揉之介様御柔御請太刀被 仰付相勤申候

一同二丑年正月

御子様方御稽古ニ付、御酒頂戴仕候

一同月御屋鋪内御普請中昼夜火之廻り相勤候ニ付、奉蒙 御称詞候

一同年四月閔口流柔御請太刀相勤候ニ付、為 御褒美金百疋拝領仕
候、同日

御子様方御請太刀相勤候ニ付、為御褒美金弔百疋拝領仕候

一詰中 御奉書御火消御手当相勤申候

一同年四月 御上國之節、御道中御簾加役被 仰付相勤申候

一同四卯年九月 御越國之節、御広間詰被 仰付相勤、其後茂相勤

申候

一同五辰年正月年来閑口流柔出精仕、相門弟能世話仕、其上皆伝茂
相濟候ニ付、為御褒美御上下拝領仕候

一同七午年二月須知小兵衛閑口流柔引請世話役被 仰付候ニ付、小
兵衛執行筋申談世話仕候様被 仰付候

一同七午年五月藤堂新七郎組与頭役被 仰付候、毎年白銀壹枚ツヽ拝
領仕候

一同九申年五月須知小兵衛修行中骨折出精仕候段達 御聞、奇特ニ
思召候由、奉蒙 御称詞候

資料解説

一、長井家文書

(1) 長井家について

長井家初代の弥二郎（弥次郎）氏勝は天正十八（一五九〇）年藤堂高虎に仕え、朝鮮出兵（文禄・慶長の役）で功を立てた。それにより藤堂姓が許された。その後、氏勝は勘解由を名乗り、代々藤堂勘解由と通称された。高虎が伊勢・伊賀に封せられると、氏勝は伊勢付で三〇〇〇石の重臣となる。しかし、元和元（一六一五）年の大坂夏の陣で氏勝は大坂近郊の八尾で戦死する。その後、一旦断絶するもすぐに復興され、廢藩時には五五〇石の知行を有した。三代当主氏克は廢藩時は権大参事。明治期は藤堂姓から長井姓に戻り、伊勢新聞社社長や、三重県会議員、同議長、津市会議員、同議長、市長、国会議員を歴任した。弟長井氏安は三重県の土木技師をつとめ、明治十九（一八八六）年から翌年にかけて大湊（伊勢市）の築港工事に携わった。数学書・測量術書も叙述し、『明治算法新書』（桂雲堂、一八八一年）等が知られている。本文書は氏安の子孫の家に伝わつたものである。

(2) 資料群の特徴

本文書群中の藤堂高虎書状に関しては、『三重県史』資料編近世1に「長井家文書」として収録される。編さん時は原文書の所在が不明だつたため、明治三十四（一九〇二）年に、氏克所蔵の史料六二点を写し取つた東京大学史料編纂所の影写本が利用された。今回翻刻した藤堂高虎書状一七点は、この影写本の原本。書状はいづれも「佐渡守」の署名があり、「和泉守」を名乗る慶長十二（一六〇七）年閏四月十五日以前のもので、おもに伊予国板嶋（現愛媛県宇和島市）や京都伏見などの普請に関するもの。な

お、他に遠類書、由緒書、軍学の免許状、津城の絵図、田丸領の絵図などが含まれる。

二、梶田家文書

(1) 梶田家について

梶田家は、初代梶田久左衛門が、慶長四（一五九九）年に藤堂家に召し出され、関ヶ原合戦に参陣して伊予国で三〇〇石を拝領した。同十三年の藤堂家の伊賀・伊勢国への転封に伴って、梶田家も付き従い、伊勢国で三〇〇石拝領し、代官を仰せ付けられ大坂の陣にも参陣した。二代目は、正保一（一六四五）年に武具奉行となり、子供がなかつたため、中小路五郎右衛門の次男を養子にした。明暦三（一六五七）年からは検見奉行を仰せ付けられた。三代目は、延宝七（一六七九）年に跡目相続をしたが、天和二（一六八二）年に親戚である中小路家の処罰に連座する形で、一旦知行を召し上げられたが、自身の科ではないとして貞享四（一六八七）年には一五〇石を蔵米にて拝領することとなつた。四代目以降も久左衛門を世襲し、江戸詰、大和郡奉行、伊賀毛見役などの職務に就いた。

(2) 資料群の特徴

梶田家文書は掲載資料のほか、知行宛行状、法度、伊賀付俸禄帳、書状、俳句短冊などがあり、総点数二五一点にのぼる。

今回掲載した資料の「伊賀付御母袋衆指出」「伊賀組はつれの帳」は、大坂夏の陣における母衣組に属する藩士や各組に所属していない藩士の戦功記録の書き上げである。元和元（一六一五）年五月六日、七日両日は激しく藩士の行動が詳細に記されており、非常に貴重である。

また、御家中御由来書は、津初代藩主藤堂高虎に関する事績、大坂夏の陣での戦死した侍帳、御異見状の三つの資料から構成されている。事績に関しては、『史籍集覽』武家部家記にも「藤堂家覚書」として翻刻収録されているが、誤字脱字があり、一般に流布されていない専門書であるため、あえて掲載することとした。この資料は、寛永十八（一六四一）年に藤堂藩で伊賀・伊勢在住の古老（井上十右衛門・百々太郎兵衛・西嶋八兵衛・藤堂主膳・藤堂采女・藤堂仁右衛門）の話をを集め、初代藩主藤堂高虎の武功をまとめたものである。二つめの大坂夏の陣の戦死者は「高山公実録」「公室年譜略」では七一人となつており、本資料では六六人と、数が異なる。三つめの御異見状は、差出者、宛所が記されていないが、「高山公実録」などのほかの文献によつて、高虎が子息高次にあてたものであることがわかる。

梶田家の延宝二（一六七四）年由緒書は、津藩藩士に初めて提出させた由緒書で、梶田家以外にも見られる。この由緒書は、幕藩体制が安定期に入り、藤堂家では藩士の代替わりが頻繁に見られる時期であつたため、作成されたものと思われる。また、梶田家には、確認されるだけでも延宝二年以降、享保十（一七二五）年、享保十八年、安永二（一七七三）年、安永五年、寛政二（一七九〇）年、文化元（一八〇四）年、文化十二年、天保二（一八三二）年、天保九年の由緒書が見られる。

以上、長井家、梶田家の概要や文書の特徴について紹介してきたが、掲載した資料は、いざれも津藩政を解明する手がかりとなる重要な資料である、今後のさらなる調査研究に役立てば幸いである。

あとがき

このたび『三重県総合博物館資料叢書』No.02として長井家文書、梶田家文書のうちから主な資料を抽出し、発刊することになりました。

長井家文書は、津藩藤堂家に仕え、朝鮮出兵の戦功により藤堂姓を許され、代々「藤堂勘解由」と称された長井家に伝来した文書です。今回、掲載した藤堂高虎文書は、東京大学史料編纂所の影写本のみが知られており、その影写本を用いて『三重県史』資料編1に「長井家文書」として収録されています。このたび、その原本を当館が調査する機会を得たため、同文書を掲載することとしたものです。

梶田家文書は、藤堂家に仕えた梶田久左衛門の子孫の家に伝來したもので、当館に寄託されているものです。藤堂家に召し抱えられた時期の知行目録や伊賀・伊勢へ転封した時期の初期の文書が多く残され、今回はその中から数点を抽出して掲載することとしました。

今後、この資料を含め、藤堂家に関する新しい発見や研究が進むことを期待しますとともに、三重県総合博物館の事業に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

三重県総合博物館資料叢書 No.02

—長井家文書・梶田家文書—

平成二十八年三月三十一日 発行

編集 三重県総合博物館

三重県津市一身田上津部田三〇六〇

電話 ○五九（二三八）二三八三

FAX ○五九（二三九）八三一〇

印刷 共立印刷株式会社

三重県津市安濃町今徳西前野九〇一

電話 ○五九（二六八）四一二一

MieMu | みえむ